

施策：	01	子育て支援の推進	財務コード	01040103-09-780
基本事業：	03	親子の健全育成の推進（母子保健）	担当部	こども部
基本事業の成果指標	乳幼児健診の未受診率（4ヶ月、10ヶ月、1歳6ヶ月、3歳）		担当課	こども家庭課
			担当係	こども健康担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	令和05年度 ~		新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画					
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）									
出産後1年を経過しない産婦及び乳児 死産・流産の経験後1年を経過しない者を含む			【根拠法令】母子保健法、筑紫野市産後ケア事業実施要綱 【内容】 ・宿泊型（ショートステイ） 施設に宿泊させ助産師等が心身のケアや育児サポート等の援助を行う ・通所型（デイサービス） 施設に通所させ、助産師等が心身のケアや育児サポート等の援助を行う ・通所型（母乳育児相談） 施設に通所させ、助産師等が母乳や育児に関する相談対応を行う ・訪問型（アウトリーチ） 居宅に助産師等が出向き、母乳や育児に関する相談対応を行う ・1回の出産につき7回まで利用可能 【補助金】 ・母子保健衛生費国庫補助金（国1/2） ・福岡県ママと赤ちゃんのための産後ケア利用促進費補助金（県1/4）									
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）												
産後の身体的な回復や心理的な安定を図るとともに、養育者自身のセルフケア能力が向上し、親子の愛着形成が促進される。												
4. 成果（簡易評価は未記入）												
成果指標名称		単位	05年度 実績	06年度 実績	07年度 当初	08年度 要求	09年度 計画	10年度 計画	目標			
申請件数		件	212	305	320	350			400			
出生数に対する利用割合		%	13.9	24.4	25	25			30			
5. コスト												
事業費		計	千円	1,940	9,252	11,115	20,717					
		国	千円	1,111	4,658	5,557	10,358					
		県	千円	0	2,238	2,778	5,179					
		地方債	千円	0		0	0					
		その他	千円	0		0	0					
		一般	千円	829	2,356	2,780	5,180					
正職員人工数		人工	0.3	0.6	0.4							
正職員人件費		千円	2,345	4,814	3,352							
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	4,285	14,066	14,467	20,717						
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）												
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）		< 状況 > 実利用者171人に対する延べ利用回数は577回。 申請件数：R5 212件 R6 305件（93件増加） 利用割合：R5 13.9% R6 24.4%（10.5ポイント増加） < 原因 > 国が示す全種別のサービスに拡充し、利用上限日数を増やしたことで、申請件数及び利用割合が増加した。 < 課題 > 宿泊型や通所型（デイサービス）の受託施設の一部に希望通りの受入れが難しい状況がある										
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）												
対象動向	増加	類似事業	あり	・R6に創設された「福岡県赤ちゃん和妈妈の産後ケア利用促進補助金」を活用し、利用者負担額の半額を減免している ・国が示すユニバーサルサービスにするために、さらなる利便性の向上が必要								
手段効率化余地	あり	コスト削減余地	なし									
公的関与	法定受託事業	受益者負担	余地あり									
上位貢献度	影響度は中	業務推進課題	あり									
成果向上余地	中程度											
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）												
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）						改善方向性			維持	見直し	廃止	事業終了
・R7より委託施設以外の利用に対する助成を開始し、県外の里帰り先でもケアを受けられる体制と、受診券方式への変更 ・宿泊型や通所型（デイサービス）の受入れ拡充のため、県の広域化や筑紫地区他市の状況を踏まえながら国の補助を活用した委託費加算を検討（きょうだい児・ハイリスク者受け入れ、24時間対応）												
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）						備考・特記事項 or 進行管理欄						
・令和元年12月6日交付「母子保健法の一部を改正する法律」において、市町村の努力義務とされた（R3.4.1施行） ・R5より市民ニーズ調査で一番多かった「訪問型」を開始 ・R6.10月より「宿泊型」「通所型（2種）」のサービスを追加						産後ケアの種類：訪問型（アウトリーチ）、通所型（デイサービス、母乳育児相談）、宿泊型（ショートステイ）						